

入札監理小委員会
第401回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第401回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年2月23日（火） 17:12～18:46

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 実施要項（案）の審議

○「JICA地球ひろば」の企画運営管理業務（（独）国際協力機構）

○測量士・測量士補試験事業（国土交通省）

2. 契約変更の審議

○日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運営業務

（（独）日本スポーツ振興センター）

3. 実施要項（案）変更の審議

○東京港湾合同庁舎等（税関）の管理・運営業務（財務省）

4. その他

<出席者>

（委 員）

古笛主査、稲生副主査、石村専門委員、清水専門委員、石川専門委員

（（独）国際協力機構）

広報室地球ひろば推進課 江種参事役、石沢課長、小林主任調査役

調達部 前川参事役

（国土交通省）

国土地理院総務部総務課 赤塚課長、中村課長補佐

国土地理院総務部総務課試験登録係 三船係長

((独) 日本スポーツ振興センター)

経営戦略部 岸運営調整役、塚本係長

国立競技場 齋藤場長、入矢主任専門職

新国立競技場設置本部総務部 川崎部長、城戸主任専門職

(財務省)

東京税関総務部会計課 落合課長補佐

東京税関総務部会計課営繕係 釜塚係長、長谷川主任

東京税関総務部会計課庁務係 高橋係長、内野主任

(事務局)

新田参事官、小八木参事官

○古笛主査 では、お待たせいたしました。それでは、ただいまから第 401 回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、

1. 「JICA 地球ひろば」の企画運営管理業務。
2. 測量士・測量士補試験事業の実施要項（案）についての審議。
3. 日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運営業務の契約変更の審議。
4. 東京港湾合同庁舎等（税関）の管理・運営業務の実施要項の変更（案）の審議を行います。

最初に「JICA 地球ひろば」の企画管理運営業務の実施要項（案）について審議を行います。

実施要項（案）について、独立行政法人国際協力機構広報室地球ひろば推進室小林主任調査役より、御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は 15 分程度でお願いします。

○小林主任調査役 ありがとうございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

まず、お手元に配付されています、パワーポイントのカラー刷りの資料を用いまして「JICA 地球ひろば」の概要について御説明させていただきたいと思います。

「JICA 地球ひろば」ですけれども、市民の参加による国際協力の拠点として、2006 年に東京都渋谷区の広尾にオープンしまして、2012 年 10 月に市ヶ谷に移転し事業を行っております。

来年度で設立から 10 周年を迎えます。2015 年 9 月には、延べ来館者が 130 万人を突破しており、年間約 14 万人が来訪いただいております。

地球ひろばの施設概要と機能を御紹介いたします。大きく分けまして、体験ゾーン、交流ゾーンと呼ばれる 2 つのゾーンがあります。

最初の体験ゾーンですけれども、具体的には、途上国の暮らし、国際協力の実情を見て、聞いて、触って体験できる展示を通じて、開発途上国の課題であるとか、国際協力の取り組みを理解していただくという施設になっております。

ただ展示物が置いてあるだけではなくて、地球案内人と呼ばれるガイド役のスタッフがおりまして、そのガイド役のスタッフから、実際に説明を詳しく聞いたり、あとは、地球案内人と呼ばれるスタッフは、青年海外協力隊の OB、OG のスタッフですので、その者から、実際に途上国で活動した体験談を聞いて、そういった実際に聞いた話を通じて理解を深めるという内容を組んでおります。

基本展示、企画展示、国別の展示、企業の社会的貢献の活動であるとか、さまざまな展示がございます。

もう一つの交流ゾーンですけれども、こちらは、主に貸し出しスペースとなっております。

地球ひろばに団体として登録をしていただくサービスがございまして、具体的には国際協力や国際交流を行っている市民団体、NGO の方が登録いただけるサービスですけれども、

そういった登録をしていただいた団体様に対して国際会議場であるとか、セミナールームなどの国際協力活動を行うスペースを有料、無料で貸し出しをしております。

今、申し上げた展示施設、貸し出しスペース以外にもカフェ、ホームページなどを通じた広報、もしくはイベントセミナーなどの施設機能がございます。

パワーポイント資料の4枚目に写真をつけております。左上の写真が、現在、展示をしております基本展示の写真になります。

右上、左下、その右下の写真は、団体訪問として地球ひろばを訪問してくださった学生様、もしくは小学生の子供たちの写真になっています。そこで先ほど申し上げた、地球案内人と呼ばれる人間が説明をしている様子でございます。

パワーポイント資料5枚目です。先ほど申し上げた機能と、地球ひろばの対象者、ターゲットをビジュアル化したものです。円の周囲に具体的なターゲットが書いてございます。

一般来館者、小さなお子さん連れの親子の方々から学生さん、社会人の方、シニア層の方々まで、たくさんの方がいらっやっています。

それから団体でいらっやるの方々、小学校から高校までいらっやいますが、一番多いのは中学校の方々です。

また、企業様であるとか、あるいは、地球ひろばに団体登録をしてくださっている国際協力を行っているNPO、NGO、任意団体、そういった方々が地球ひろばの施設を使って、国際協力に関する情報収集をしていただいたり、さまざまな活動の拠点として使っていただくという場所になっています。

6ページは「来館者実績」ですけれども、2006年度のオープンから、2010年度までは右肩上がりで来館者が伸びており、2011年度は東日本大震災があった年ですので、ここで少し来館者が落ち込みました。2012年度なのですけれども、先ほど申し上げたとおり、もともと広尾に施設があったのですけれども、市ヶ谷に移転しまして、アクセスが悪くなりました。それで来館者が少し落ち込んだのですけれども、その後、2013年、2014年度、来館者数は回復しておりまして、年間来館者数約14万人ということで維持しております。

先ほど申し上げた展示が置いておりますスペースを、我々は体験ゾーンと呼んでおりますけれども、その体験ゾーンの来館者数については、7ページに詳しく詳細を出しております。

青と赤の棒グラフになっておりますが、青いグラフが一般訪問の方々、赤いグラフが学校を中心とした団体訪問の人数となっております。

ここ数年の実績でいきますと、約半数が団体訪問の方々、全体の約3万人の来訪者の半分が団体訪問となっております。この団体訪問も、リピーターという繰り返し来てくださる方々も多い状況です。

具体的には、「JICA地球ひろば」の団体訪問のプログラムを御紹介いたします。

8ページ、次の2つを組み合わせたプログラムを実施しています。

1つ目が、体験型の展示を通じて、国際協力の取り組みや、開発途上国の実情を理解い

ただくという体験ゾーンの御説明です。

2つ目が、途上国での青年海外協力隊 OB、OG による体験談や、もしくは開発教育の教材を使った参加型の学習というプログラムです。

この2つを組み合わせた形で、基本的に2時間程度のプログラムで受け入れをさせていただきます。

最後の9ページ目に具体的な例が書いてございます。

もちろん団体のニーズによりまして、もう少し短い時間でやってほしいとか、もう少し専門的な話が聞きたいとか、さまざまなニーズがありますので、そういった御要望に応じて、内容は柔軟に変えてはいますが、一例としては、このような形で、最初の45分で体験ゾーンを見学し、その次の15分で日本の国際協力や JICA 事業について全体像を説明さしあげ、その後、途上国での活動の体験談もしくは参加型学習ということで、より深く学習をしていただいて、最後にアンケートの記入をいただいて、これはオプションですが、2階にありますカフェで、エスニック料理を味わっていただいて、食を通じて開発途上国を体験いただくと、こういったプログラムを標準例としては御用意しております。

次に、実施要項のほうに移っていただいて、時間も限られておりますので、絞って御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の実施要項作成に当たって、競争を高めて民間事業者の方々の参入を促進するための仕組みを我々でも検討いたしました。それについて、3点述べさせていただきます。

1つ目なのですが、契約期間については、従来、3年度で契約をしていましたが、それを4年に延長、1年長くしております。そのことによって民間事業者の安定した人員配置によって、効率的な事業実施と良質なサービスを提供できるようにと考えております。

それから、契約にかかる当方の事務コストも抑えられると考えております。

2点目の参入促進の仕組みといたしまして、従来の現行契約、それから、地球ひろば及び市ヶ谷ビルの施設情報の開示を十分に行うように努めました。

市場化テストの実施要領に基づきまして、3年以上の契約に関する状況を提供しております。これによって、民間事業者が本業務の過去の実績をより正確に理解し、本業務のサービス達成水準の一層の向上及び経費の削減につながる提案を行うことが可能となると考えています。

3つ目の仕組みとしましては、評価基準を再検討いたしまして、過去の類似業務にとらわれないより広範囲な評価基準としております。

具体的には、お手持ちの資料の実施要項の37ページ目に評価表がございますけれども、前回の入札の際の評価の中では、類似業務を評価の項目として入れておりましたが、今回は、類似業務については外しております。

業務責任者、その他の業務従事者、副業務責任者についても前回の入札の際には、3年以上の従事経験であるとか、具体的に類似業務の経験年数を評価するというものにしてい

たのですけれども、そういった記載についても、今回は外しまして、よりこの業務を適切に遂行できる能力を広く評価するという評価項目にしております。

従来の契約との相違点として、民間事業者の創意工夫を反映させる仕組み、質の確保と向上を確保するための仕組みということで2点御説明さしあげます。

1点目が、業務水準報奨金、いわゆるインセンティブ制度の導入でございます。

具体的は、お手持ちの資料の右上にページ数が振っておりますけれども、16ページ、17ページをご覧いただければと思います。

こちらに委託する業務の内容、業務量、それから達成すべきレベルを明示しております、通常の契約金額の支払いに加えて、目標とする数字の達成度により報奨金の支払いを行うという制度を導入しております。

それと対の形として、達成度が目標を下回った場合には、契約金額の減額を行うというものも設けておりますが、これにより、民間事業者の創意工夫が反映され、質が確保されるところと考えております。

2点目の質の確保の仕組みといたしまして、業務改善の積極的な受け入れとプレゼンテーションの実施というものを考えております。

入札手続におきまして、業務改善の提案を呼びかけ、評価項目にも反映しております。

それから、技術提案書の提出、プレゼンテーションの実施により、評価する仕組みを導入することによりまして、従来の実施状況と比較して、質の向上が図られているかどうかを評価することが可能となると考えています。

以上、こちらからの御説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○古笛主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました、本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。

○清水専門委員 業務が十分理解できていない状態でお聞きするのも心苦しいのですけれども、まず1つ目は、今、契約されている青年海外協力協会以外のところは、2006年から2008年とかでは契約の対象になったことはあるのですかね。

○小林主任調査役 今、手持ちの資料としてお渡しできていないのですけれども、2006年度の最初の契約のときには、もう一者とジョイントの形で契約をしております、それが1年間続いております。

○清水専門委員 それから、今のところがということ。

○小林主任調査役 それが2006年度1年間で、2007年度は、そのジョイントが解消されて、青年海外協力協会が1者です。

○清水専門委員 業務の中身なののですけれども、条件になっている、さっき何と申してましたかね、地球案内人ですか、この地球案内人というのは業者の方なのですか。

○小林主任調査役 そうです。現在は、青年海外協力協会のスタッフの方です。

○清水専門委員 そうすると、今後、いろんな人が来ても、この業務ができないと難しいのですね。

○小林主任調査役 そうですね。

○清水専門委員 ということは、海外である種の経験をして、実際にいろんなところを歩いたことがないとできないと、こういう認識でいいのですかね。

○小林主任調査役 そうですね。一応、その点については、実施要項にも書かせていただいております、具体的には6ページ目に体験ゾーンにおける運営管理企画業務の内容が詳細に書かれていまして、ここの留意事項に、望ましいという内容で書かせていただいているのですが、来館者に対して案内を行う人材については、開発途上国の現状や、課題、国際協力等について、みずからの体験談を通じて説明を行うために、国際協力の経験者を配置してくださいということで、特に地球ひろばの主たる来訪者は中高生が多いということで、開発途上国の現状や課題を現場体験を持ってわかりやすく説明できるような方を一定程度置いていただきたいと書かせていただいております。

○清水専門委員 そういうことを経験されている方を抱えているような業者というか、その組織体というのは、結構あるのですかね。

○小林主任調査役 実際、職員として雇用しているということになりますと、恐らくそんなに多くはないのだと思うのですが、実際、青年海外協力隊のOB、OGのネットワークというのを我々でも持っておりますので、それを御紹介させていただくことはできます。

○清水専門委員 なるほど、そういうやり方で開いていけると。

もう一つ、英語が条件になっているのですけれども、ここの地球ひろばに来られる人に説明するときに英語が必要となるということがあるのですかね。要するに、外国の方が、ここには来られるのですか。

○江種参事役 JICAは、海外からの要人を含め、多くの来訪者に対応していますが、JICAが行っている開発教育や小中高生に対するアプローチ等について意見交換を希望する来訪者もあり、その際は、地球ひろばが対応しています。

○清水専門委員 その採用もするということですね。

○江種参事役 JICA職員が対応する場合も当然ありますし、特に協力隊の活動に関心のある来訪者に対しては、職員と一緒に、地球案内人の皆さんにお手伝いいただいているというところはあります。

○清水専門委員 もっとも海外経験がないと業務ができないということだと、英語はほとんど使えるのですね、恐らくそういうことですね。状況はわかりました。ありがとうございました。

○古笛主査 ほかにございませんでしょうか。

○稲生副主査 先ほどと同じ質問になってしまうのですけれども、要は、ずっと同じ団体が、事業実施を行ってこられたわけですね。

それで、2013 から 2015 年度に関しては、入札不参加の理由もヒアリングをなさってお

られて、従来からの事業実施者の落札額を考慮し、勝算がないということで、説明会に来られた8者のいずれかの方がそう答えたのだと思うのですけれども、価格の問題もさることながら、先ほどおっしゃった JICA さん等のネットワークで、地球案内人、私は素人なのですけれども、特に難しそうなのが、実施要項（案）の76ページですか、結局、どういう人を雇えばいいか、特に資格要件が難しいかなと思っているのですが、主任の地球案内人、副総括の案内人の方がおられて、さらに、副総括はもう一人いらっしゃるわけですね。

それで、一番難しそうなのは、76 ページの（4）の開発教育という分野でありまして、私、全くよくわかっていないものの、結局ここでどういう人をそろえられるかが、恐らく実際に来訪者の方、子供たちに教えるかということで大事ではないかと思うのです。

御紹介をいただけるということではあるのですが、ただ、応札するときに、事前にそういう方と接触をして、では、ここを手伝ってくれますかという形で、あらかじめ体制を組んで、それで応札しようと思っても結構時間がかかると思うのです。

いろいろ努力はなさっているとは思いますが、現実問題として、まさに案内人の人たちを、結局、10人近くそろえないといけないのですが、これは、結構厳しいのではないかと考えてしまうのですが、そこら辺、説明会に来られた方たちの反応ですね。結局、何で1者しか応札しなかったかということに尽きるのですけれども、ここら辺は難しいとか、そういう話は過去になかったですか。単に価格の問題だけではないのではないかなと思われるのですが、この点、いかがでしょうか。

○小林主任調査役 確かにおっしゃるとおり、人員をそろえるというのは難しいことももちろんあるのですけれども、2009年の業務の入札のときに、もう一者応札者がございました、この会社は、開発系のコンサルタントの会社なのですけれども、実は開発系のコンサルタントの会社で、青年海外協力隊の出身者を多く採用している会社というのも実はありまして、ここもその1つなのですけれども、ここは、やはり価格で負けてしまったという状況です。

それで、そういった開発系のコンサルタントの会社だと、どうしても普通の民間企業で営利企業なので、人員単価が高いといえますか、人はいるのだけれども、どうしても価格の面で勝ち目がないという結果になってしまう現状があるようで、2013年から2015年度の入札前に聞き取りを行った際も、人員は業界のネットワークがあるので何とかそろえられるけれども、どうしても価格でということで、応札はされないという方が多かった状況でした。

○稲生副主査 わかりました。では、人員はそろえられる、そういう業者さんもいらっしゃるということですね。

それから、金額の話で要項の47ページですか、従来の実施状況に関する情報の開示がございました、2013、2014、2015は、総合評価落札ということで、3年間の契約でございませぬ。それで金額が変わっている理由なのですけれども、業務内容の追加変更と、こういうふうにあるのですけれども、これは、結構頻繁に行われるのですか、あるいは3年間の

契約の中で、変動をあらかじめ見越した形にしているのか、この点はどのようなのでしょうか。

○小林主任調査役 恐らく、今、おっしゃっていただいているのは、2012、2013の実績から2014年度が大きく金額が増額になっている部分かと思いますが、ここにつきましては、2012年に先ほど申し上げましたとおり、市ヶ谷に移転いたしましたして、移転当時は、展示のスペースが1つしかなかったのですが、その後、もともと今「JICA地球ひろば」が入っております市ヶ谷ビルという建物は、当機構の研究所が入っている施設で、そこを改修して地球ひろばが入ったという経緯があるのですが、もともとこの業務を始めた2012年度の段階では、1つしか展示スペースがなかったのですけれども、その後、研究所との協議で、展示スペースがもう一つ増えまして、2つになったという背景があります。

その2つの展示スペースの入口も出口もそれぞれ1つしかなくて、それぞれ行き来ができないという構造のために、人員をそれぞれ置かないと来館者対応ができないということで、急遽、入札前は予定していなかった人員配置の増員というのをお願いした契約変更という内容になっておりまして、それに伴う契約の金額の変更なので、こういったことが、頻繁にあるというわけではありません。

○稲生副主査 その点は、わかりました。

それから、質の水準のところ、ページはあれなのですが、いわゆるインプット指標というか、必要人員数の確保に割とこだわりがございまして、要するに、これだけの人数を置かなければいけないという御指定があつて、この理由なのです。

つまり今までこうだったとか、JICAさんのほかの仕事でも、インプット指標が結構指定されていたというのは、確かにあるかもしれないのですけれども、それこそ創意工夫で、人の配置については、民間さんに任せたほうがいいのではないかという部分もあると思うのですけれども、どういう理由で、この必要人員数というのを固定化してしまうのか。

つまり、そうすると、本当はもう一人減らせるかもしれないという創意工夫をある意味では閉じてしまうことになりかねないものですから、もし、何か特別な理由があるのであれば、お話しいただければと思います。

○小林主任調査役 先ほどの御質問への回答とも関連するのですけれども、実施要項の16ページのサービスの質の設定の1番の「(1)体験ゾーンの体制」というところに書かせていただいているのですが、先ほど申し上げた、展示スペースが2つあるというのは、この体験ゾーンを四角と丸と我々は呼んでいるところなのですけれども、そこの行き来ができず、外から来られた方も最初から丸のほうに入る方もいれば、四角のほうに入る方もいらっしゃるという状況です。

それで、どちらにも展示物が置いてありまして、例えば、1人が来た方の展示物の対応をしていると、誰もそこにいないと、電話等でのさまざまな相談受付もやっておりますので、誰もその電話の対応ができないということになってしまひまして、そういう意味で、展示案内の対応をする者と、相談の対応をする者ということで、各ゾーンに2名ずつというものは必ず必要かと考えまして、確かに創意工夫という余地を残すということとは逆

になってしまうのですけれども、最低限の人数として書かせていただいている次第です。

○稲生副主査 そうすると、置かなければいけないのは、地球案内人4名と、業務総括者が1名という、要するに5名のところがということですか。

○小林主任調査役 そうですね。

○稲生副主査 わかりました。さっき実績を見ていましたら、11人だったかな、常勤スタッフというところを見ればよろしいのでしょうか、47ページから48ページにかけてなのですけれども、常勤スタッフが10名とか11名とかになっていまして、このうちの5名は最低置かなければいけないと、こう理解すればいいのですか。

○小林主任調査役 そうですね。現在もシフト制を組んでおりまして、常に11人が、例えば、5名、5名いるとかということではないです。

○稲生副主査 そこは、過度な制限というか、規定ではないということですね。わかりました。

我々は何とか質を上げて、しかもコストを安くというように考えていて、思いは同じだと思っております、そういう意味では、今のお話は、抑制的ではないと思います。

だから、予想されるのは、また、応募者がたくさん来てくれるかということなのですね。そのときに、開発教育の部分が割と何となく重そうな気がして、これは、やはり経験されている方、それで、コンサルタントの方であれば、もちろん、海外の経験者をいっぱい抱えておられるのでしようけれども、彼らは、現地に出て初めて商売が成り立つわけですから、そうすると、市ヶ谷に張りついて、本当の意味での、まさにばりばりの人を配置してくれるわけで、変な言い方ですが、恐らく難しいのではないかなと予想されまして、そうすると、割とOBの方ですから、年のいかれた方とか、よくわかりませんが、OBとかOGの方が多いのかなと、勝手に想像しておるものですから、何となく構造的には見えるのです。だから、競争が働けばいいのだらうなと思いますけれども、これは、いろいろな団体さんに、CDCさんもそうですけれども、こういう入札があるということで、かなり積極的にお声がけはされているわけですか。

○小林主任調査役 はい、しております。過去に関心を示してくださった方々には、今回も前広に御案内をさせていただいております、説明も適宜しております。

○稲生副主査 なかなか応札には至らないということですね。

○小林主任調査役 少し関心を示していただいている会社さんもいらっしゃいますが。

○稲生副主査 それから、今、ずっとお受けになっている青年海外協力協会さんというのは、ちょっと嫌らしい話なのですが、この仕事で結構主要な業務というのをなさっている、そういう財団さんではない。要するに、いろいろな業務があって、一部この仕事をされているということですか。

○江種参事役 そうです。青年海外協力協会は、協力隊で培った精神と経験を社会へ還元する役目を担っています。そういった目的を踏まえて、協力隊の経験者を活用して、地球ひろばでの業務を実施いただいております。地球ひろばの業務は、同協会にとりましては、

非常に重要な事業ではありますが、同協会は、外務省や地方自治体等と国際協力や国際交流の分野で、幅広くお仕事をされていますので、全体で見れば、JICA は一つのお客さんという位置づけです。

○稲生副主査 わかりました。

あと、開発教育とか、これを細分化するのは、やはり非効率ですか、おたく様から見て。

○江種参事役 開発教育など一部業務をひろば業務全体から取り出すことは、その業務だけをたとえば別団体をお願いすることになり、ひろば業務各々を一体的に実施していることを考慮しますと、効率性が下がるとともに、恐らくコストにもはね返ってくるのではないかと思います。

○稲生副主査 やはり、これぐらいに包括しておくのが一番適切だと。

○江種参事役 そのように考えております。事業規模もある程度維持しておかないと、関連団体、コンサルタント会社の皆さんに応札について関心を持っていただけないものと認識しています。まさに先ほど御指摘いただいたように、コンサルタント会社の中でも、全てがエンジニアリング系の海外で鉄道をつくったり、港湾をつくったりする会社ばかりではなくて、人材育成とか、ソフト系のコンサルタント会社もたくさんありまして、そういう会社は、CDC さんと同様に関心を持っていただいております。他方、各会社にはどこまで利潤が出せるかというところでいつも検討いただいておりますので、ある程度の事業規模は必要と考えています。ソフト系のコンサルタント会社は、若い青年海外協力隊の OB、OG の方々も雇っておりますので、その点も含め、応札の可能性はあるのかと思っております。

○稲生副主査 わかりました。長くなりまして済みません。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございませぬ。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

独立行政法人国際協力機構におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日は、ありがとうございました。

((独) 国際協力機構退室・国土交通省入室)

○古笛主査 お待たせいたしました。続きまして、測量士・測量士補試験事業の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、国土交通省国土地理院総務部総務課、赤塚課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○赤塚課長 大変お世話になっております。国土地理院総務課長の赤塚と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

測量士・測量士補試験事業の民間競争入札実施要項（案）につきまして、説明させていただきます。

まず、資料の3ページをご覧くださいと思います。

時間もございませんので、ポイントだけ抜き出して御説明させていただきます。

「2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項」の（1）の「① 試験の概要」でございます。

測量士・測量士補の試験につきましては、測量法に基づきまして、測量士となる能力、測量士補となる専門的な技術、これらのものを有するかどうかを判定するものでございまして、国土地理院が行っているものでございます。

受験者数としましては、25、26、27年の3年間の平均をとりまして、大体毎年、測量士が約3,700人、測量士補が約1万4,200人、このような規模で行っておるものでございます。

試験科目につきましては、省略させていただきます。次の4ページ「ホ 試験形式」でございます。測量士の試験は、午前と午後に分かれておりまして、午前が択一式、午後が記述式で行っております。

測量士補の試験は、択一式でございます。

試験の実施時期につきましては、毎年1回、5月の第3日曜日に、測量士と測量士補の試験、両方とも同日に行っております。

次の5ページの「ロ 事業期間」は、平成28年の10月から31年の9月までということで、3年間で行いたいと思っております。

試験の実施場所につきましては、北海道から沖縄県まで全国14の試験地で行いまして、東京都は受験者数が多いために、2会場としまして、全国で15会場ということでやっております。

場所としましては、原則として、道府県所在地の市で行っております。公共交通機関の最寄りの駅から徒歩15分程度の場所にあることということで、受験者の利便に資しているところでございます。

「ニ 試験実施業務内容」でございますが、（1）から（6）まででございます。

試験会場の確保、試験案内ポスター等の印刷、受験者データの作成、試験問題等の運搬、試験運営業務、答案採点とデータ入力、合格候補者の選定業務という6つの業務でござい

ますが、現在（１）番の試験会場確保の業務と（６）番の答案採点の業務、これにつきましては、現在、職員が自ら行っているところでございます（２）番から（５）番までにつきましては、それぞれ業務ごとに個別に業者に発注をして行っているところでございます。

これらを（１）番から（６）番まで全部一括して、今回、官民競争で行うということで考えておるところでございます。

次の６ページの真ん中辺で「（２）対象公共サービスの実施に当たり確保されるべきサービスの質」でございます。

まず、試験会場の確保につきましては、試験が円滑に行われること、それから、受験者の利便に資することとしまして、先ほど申しましたように、試験会場の交通の便がよくということで、駅から１５分程度というところがございます。かつ、空調設備を完備した試験会場を確保すること。

それから、障害者に配慮しまして、バリアフリーが施された試験会場を確保することということでございます。

座席の配置につきましても、余裕を持った室内の配置ができることを条件にしております。

ポスター等の印刷につきましては、誤字、脱字がないこと。

次のページになりますが、一番上、試験問題の漏洩がないことということでございます。

受験願書のデータ作成につきましては、データの入力漏れ、誤入力のないこと。それから、個人データの外部の漏洩がないこと、こういうものを質としております。

試験問題等の運搬業務については、配送にミスがないこととしております。

試験運営等業務につきましては、試験が円滑に実施されることということでございます。

「ニ 試験管理業務」のところですが、受験者に混乱が生じないような案内を行うこと、正確に発言事項が受験者に伝わること。それから、丁寧な対応をすることを質としております。

「⑥ 答案採点、データ入力及び合格候補者の選定作業」の業務でございますが、これにつきましては、データの読み取り漏れがないこと、誤入力がないこと、答案内容についての外部への漏洩がないことを質としておるところでございます。

８ページ一番上の「（３）創意工夫の発揮可能性」でございます。

試験業務実施に当たりまして、民間事業者から、創意工夫があれば反映させるということで考えておりました、実施業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項の提案を行うということをしております。

それから、改善すべき提案がある場合には、具体的な方法を示すものとするということで、提案を受け付けることを考えておるところでございます。

「（４）契約の形態及び支払」でございます。

契約の形態は請負契約としまして、支払いにつきましては、②イの各年度、それぞれ各

年度の事業が終われば、支払いを行うということでございます。

次のページの「ロ 部分払」も認めているところでございます。業務の性質上で分けられる部分がある場合には、請求に基づいて部分払いもできるとしておるところでございます。

「③ 出願者数の増減に伴う報酬の額の見直し」ということで、出願者数が想定の5%を超えるような増減があった場合に、双方協議しまして、報酬額の見直しを行うことができることも盛り込んでおるところでございます。

反対に報酬の減額でございますが、業務に重度の不備が生じたような場合には、その業務の相当額の支払いは行わない。あるいは重度ではないけれども、軽微なミス等があった場合には、協議の上で、その部分につきまして、相応の率で減額を行うということをおるところでございます。

次の10ページの「3. 実施期間に関する事項」でございます。

先ほど申しましたけれども、契約期間としましては、28年10月1日から平成31年9月30日までの3年間を考えてございます。

11ページ「4. 入札参加資格に関する事項」でございます。

一般的な事項は、省略させていただきまして(4)番です。役務の提供におけるA、B、Cの3等級にわたって、関東・甲信越地域で資格登録をしている者ということを一条件にしております。

もう一つ(7)としまして、共同事業体での参加も可能ということにしているところでございます。

それ以外の条件につきまして、一般的なものとしてございます。

次の5番のスケジュールでございますが、入札公告を本年の6月中旬頃に行いまして、入札書の提出期限を7月中旬頃としております。開札が8月上旬頃ということで、落札者を決定しまして、業務の引き継ぎを適宜行って、10月から業務を開始するというようなことで考えているところでございます。

12ページ「(2) 入札の実施手続」の「② 提出書類」でございます。提出書類は、入札書、企画書、それから、資格審査の結果の通知書、情報セキュリティ対策に関する認証ということで考えてございます。

13ページの真ん中「6. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項」でございます。

総合評価落札方式で行うことを考えておりまして、国土地理院に評価委員会を置いて、その評価を行うことを考えております。

落札者を決定するための評価基準ですが、技術点を65点の配分でしております。これは、24ページに別紙1がついておりまして、提出されました企画書の提案内容を、この評価項目を評価基準に従って評価するというので、基礎点と加点、35点と30点それぞれ分けまして評価を行うことを考えております。

基礎点は、必須項目としまして、もし、1つでも欠けるものがありましたら、それは不合格とするということです。

加点の30点、加点項目につきましては、実施計画、実施体制、それから、個別の業務の実施方法、この3つにつきましては、それぞれ5点、3点、1点、0点という4段階の評価を行いたいと考えているところでございます。

15ページの真ん中辺の「② 入札価格点」です。これは、先ほどの技術点と入札価格点の合計が最も高い者で、必須項目を全て満たして、予定価格の範囲内というもので、点数が最も高い者を落札予定者とすることにしております。

16ページの真ん中辺の「7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」ということでございまして、開示する事項としましては、26ページからでございます。

1つ目が、「1 従来の実施に要した経費」をここで開示したいと思えます。

次の27ページから「2 従来の実施に要した施設」ということです。

30ページ「3 従来の実施における目的の達成の程度」ということです。

31ページが「4 従来業務スケジュール」ということです。

32ページが「5 従来測量士・測量士補試験ポスター及び受験案内 送付先一覧」をつけております。

16ページには、1番から5番までしか書いておりません。6番を記載漏れしてしまいまして、申しわけございません。34ページに「6 従来の実施における印刷物の紙質等」としまして、従来の実施における印刷物の紙質等も開示したいと思えます。これは、16ページに書き漏らしております。申し訳ございません。

21ページ「10. 対象公共サービスの評価に関する事項」としまして、実施状況に関する調査の時期としまして、請負事業の実施状況を平成30年9月30日時点で調査をしたいと考えておるところでございます。

一応、雑駁なかいつまんだ説明ですが、こちらからの説明を終わらせていただきます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました、本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。

お願いします。

○石川専門委員 私、初めてこの資格について知ったものですから、幾つか教えていただきたいと思えます。会場の確保と書かれていらっしゃるんですが、大体分母はどれぐらいあるのかということ。

あと、先ほど、紙質ということが出てきたのですけれども、何か特殊なものなのかというのも、多分、こういうものを入札してくるところというのは、例えば大学の入試のマークシートを採点したりだとか、あるいはTOEICだとか、TOEFLだとかを採点するところが、想定されるのかと思っております。例えばマークシートあるいは解答用紙、そういうのは

全部規格のものとかを使われているのでしょうか、あるいは特殊なものを使われているのでしょうか、多分、そういうところで入札しやすいだとか、しにくいだとかいうところも状況が変わってくるのかと思われました。紙というかマークシートは、その規格のものを使われているのかということが2点目です。

○赤塚課長 ありがとうございます。

最初の分母とおっしゃられたのは、受験者数という意味ですかね。

○石川専門委員 受験者数は、大体毎年どれぐらいですか。

○赤塚課長 3ページに出願者数を記載してございますが、25年から27年までで、測量士が平均しますと3,700人ぐらいです。測量士補が1万4,200人と、この3年間の平均で1年にすると、このぐらいということでございます。

○石川専門委員 わかりました。大体どういったところで試験はされるのですか。

○赤塚課長 試験会場は、大体大学が多いです。一部、高校をお借りしているところもありますが、ほとんどが大学をお借りしているところです。

それから、先ほどの紙質の件ですね。これは34ページに書いております、いろいろな印刷物の紙質につきましては、一般的なものでございます。特殊なものはありません。

○石川専門委員 解答方法としては、マークシートなのですか。

○赤塚課長 はい。択一式の試験についてはマークシートです。ですから、多少、普通のコピー用紙よりは少し厚めのものですけれども、一般的なもので、普通の試験で使われているようなマークシートの紙質と全く同じです。

○石川専門委員 ありがとうございます。

○古笛主査 ほかにございませんでしょうか。

1つ、試験管理業務としましては、特に測量士・測量士補ということで、特殊なものではないと伺ってよろしいのでしょうか。

○赤塚課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○古笛主査 お願いします。

○石村専門委員 ほかの国家試験も、たしか競争入札や何かにかけているものがあったと思うのですけれども、細かく見ていないのですが、そういう実績や何かは加点項目として比重が高くなっているとか、そういうわけではないですか。

要は実施要項を見たら、会場とか、あるいは印刷とか、決まり切っているような感じがして、どういうところが創意工夫できるのかなとか思ったもので、過去の実績というのが、ほかの国家試験業務を請け負っている業者に偏ってしまうのかなという印象を持ったのですけれども、そういうわけでもないのですか。

○赤塚課長 確かに、創意工夫を発揮する部分というのが、そんなに多いわけではないと、私たちも思っております。

ただ、これまで私どもの試験運營業務を発注して行っておりましたけれども、こういうふうに大きくまとまった業務になりますと、今まで参入してこなかったような業者も参入

してくるのかなと期待をしているところでして、よその試験をやっている、ノウハウを持っていれば、さらに国土地理院の試験も、こんなふうにやったらどうですかという提案を受ける部分も多少なりはあるのかなと思っております。

例えば、試験会場の確保ですね。先ほど大学でやっていると言いましたが、今までは我々が地方に出先を持っていまして、その近くの大学をお借りしてやっているというようなところでしたけれども、そういう専門の業者さんが、これまでいろいろな試験をやっている、こっちのほうが試験会場でよいところがありますよと、もし、知識なり経験なりがあれば、そういう提案をしていただけるのかなという気はしているところでございます。

○石村専門委員 今のお話ですと、例えば、予備校とか、賃料が安くなったりとか、そういうところを借りて、コストを下げることが出来ますよみたいな、そういう提案とかも加味されるということなのですか。

○赤塚課長 そういうのもあるのかなと思っております。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○稲生副主査 今回、初めて全体を包括的になさるということをお伺いしまして、そうすると、従来の実施状況に関する情報の開示がとても大事かなと思ってます。

それで、要項（案）だと、26 ページ以降ですか、別紙の2というのがございまして、金額ベースはあるのですが、私、時間の関係もあって全部見切れていませんが、人数のようなものというのは、データとしては挙がっているのでしょうか。試験管理員数は書いてあるのですけれども、それ以外のところで、つまり、人工がないとコストの積算ができないのかなと思ってはいるのですが。

○石村専門委員 試験管理員数とか、27 ページに。

○稲生副主査 試験管理員数は、大体おのずと決まってくると思うのですけれども、今回はいろいろ幅広いですね。運搬業務とか、データ作成業務とか、その情報というのはいかなるような感じがするのですけれども、この点は何とかならないのですか。つまり金額でしか把握していないのですか。

○赤塚課長 そうですね。例えば、試験問題の運送に何人かかっていたのかとか、印刷に何人かかっていたのか、それは業者内部のことですので、それは金額でしかないと思います。

○稲生副主査 ですから、それ以外のところで、出しようがないのかな、お金の部分は割と出ているのですけれどもね。今まで分割してであれ、全体で6業務あるのですけれども、ばらばらに出してきたということで、基本的には、出した先が皆さんで確保されてということですね。

しかし、従来の実施に要した経費で、人件費が25万4,000円というのが、えらい安いですね。

○赤塚課長 これは、実質的に1人がかかわっていきまして、それもそんなに何日もかかわっている業務でもないので、少ない額になっております。

○稲生副主査 要は委託でやってもらっているということですね。だから2,498万とかになっていきますけれども、わかりました。これが5個の業務か、結構です。

○古笛主査 よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

国土交通省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○赤塚課長 どうもありがとうございました。

（国土交通省退室・（独）日本スポーツ振興センター入室）

○古笛主査 続きまして「日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運営業務」の変更契約について審議を行います。

最初に契約変更について、日本スポーツ振興センター経営戦略部、岸運営調整役より御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○岸運営調整役 岸でございます。本日は、どうぞ、よろしくをお願いいたします。

では、お手元に配付させていただいております資料に沿って10分間という短い時間でございますけれども、説明をさせていただきます。

まず、この競争入札の経緯でございます。

今回は、国立霞ヶ丘競技場の管理業務の変更でございますけれども、私どもの各施設、霞ヶ丘競技場、国立代々木競技場、西が丘にありますスポーツ科学センター・ナショナルトレーニングセンターの管理・運営業務につきましては、指導監督業務を除きまして、下に第1期、第2期とございますけれども、平成21年度から民間事業者がこの期間行っておりまして、現在、第2期を迎えているといったところでございます。

「2. 実施要項に定める契約の変更」でございますけれども、私ども日本スポーツ振興センターの管理・運営業務民間競争入札実施要項に基づきまして、あらかじめ国立霞ヶ丘競技場については、下の四角の囲みに記載をしてありますとおり、契約の変更が見込まれ

る旨を記載しております。

なお、この法人名の横に(NAASH)と略称が書いてありますけれども、これは23年11月当時の話でございまして、現在はJSCと改めさせていただきます。

3点目に、今回の国立霞ヶ丘競技場の件で補足をさせていただきます。

この霞ヶ丘競技場については、昭和33年、旧明治神宮の外苑競技場跡地に建設をいたしまして、現在ではサッカーを初め、国際・国内各種競技大会で数多く開催されております。

従来から老朽化及び国際大会を開催するための基準に満たないなどの課題がある中で、2019年ラグビーワールドカップ開催決定により、改修について検討をしてきました。

その後2020の東京オリ・パラの開催決定によりまして、メインスタジアムとして使用されることから、改築に向けて準備が進められることになっている経緯でございます。

この2019年、2020年に間に合うように、2019年の3月末の完成を目指して、現在の国立霞ヶ丘競技場を解体して新たに建設することとしてきておりました。

当初の整備計画に基づいたこの競技場の解体に伴い、一部施設の営業が終了となりますことから、この警備業務等の委託業務の内容を見直すために、表にまとめてございますけれども、この間、3回にわたって変更契約を実施してきているところでございます。

最初に平成25年11月29日、2回目に平成26年3月31日、3回目に平成27年2月27日と、左側に掲げております各施設、平成25年11月30日から営業の終了など、順次、営業を短縮、縮小してきている状況でございます。

下に現在の対象施設の図が記載されております。このような営業の終了に伴いまして、現在は3施設、秩父宮ラグビー場と地図上にごございますけれども、その敷地内に仮設事務所を設けまして、本部事務所を移転しております。

この敷地のラグビー場、東テニスコートの3施設が、現在の業務範囲としまして、運営業務、保守管理業務、警備業務、清掃業務、環境衛生管理業務をメインとして業務を行っているところでございます。

3ページ、4点目として、今回の契約変更の理由として2点ございます。

1点目は、先ほど御説明しましたとおり、当初計画では、2019年ラグビーワールドカップで使用できるように、2019年3月末の完成を目指して解体して、新たに建設することとしておりました。

しかしながら、平成27年7月17日に、整備計画を白紙に戻して、ゼロベースで見直す旨が安倍総理から発表されました。

これによりまして、新国立競技場整備計画、再検討のための関係閣僚会議におかれまして決定されました新たな整備計画に基づきまして、この整備を行うこととなり、平成28年12月末に工事着工をする予定と変更になったところでございます。

当初計画では、解体後、速やかに工事着工する予定でございましたが、この見直しによりまして、平成27年12月末で解体を終了してから、新しい競技場の建設に着手するまで、約1年間遊休地となるため、これらの防犯対策のために、当初想定していなかった巡回警

備などが必要になったというのが1点目の理由でございます。

2点目の要因でございますけれども、この建設予定地内に、都立明治公園の一部が含まれます。並びに、新宿区の区道、渋谷区の区道についても含まれることになりまして、それらの所有者である東京都新宿区、渋谷区より、道路の廃道、公園の廃園の手續の完了後、平成28年1月27日から土地を借用させていただきまして、これらの土地とあわせて、新国立競技場建設予定地として管理する必要が発生しております。

この予定地につきましては、現在、昼夜問わず、侵入者がいるため、常時警備をしなければならないという状況も新たに発生しているところでございます。

今回、必要となる警備業務については、秩父宮ラグビー場にある本部事務所との警備の一体化として行うことによって、効率的、効果的に実施できるとともに、経費の削減が図られると私どもは考えております。

したがって、契約変更を今回行うという運びでございます。

「5. 契約変更の概要」を示しております。

施設名、陸上競技場とありますけれども、国立霞ヶ丘競技場のことでございます。それで、本部事務所の跡地、これについては、平成27年12月25日の警備業務の追加の変更になっております。

2点目が、今しがた御説明させていただきました、明治公園の一部と新宿区、渋谷区の区道等の警備業務、これについては、本年1月26日予定で実施しているところでございます。

4ページ「(2)業務内容」と「(3)業務の実施期間」についてでございますが、1点目として、整備計画の変更に伴いまして、国立霞ヶ丘競技場、本部事務所の跡地について、新しい国立競技場の建設工事着工までの間、巡回警備業務等を行う。

これについては工事着工までの約1年間、平成27年12月26日から平成28年12月31日までを予定してございます。

2点目については、新国立競技場建設予定地として、新たに東京都渋谷区、新宿区から借用する土地を管理するため警備業務を行う。

期間については、本年の1月27日から1カ月間、2月27日までとさせていただいているところでございます。

なお、①の警備業務につきましては、国立霞ヶ丘競技場、解体前に既に警備業務については実施していたことございまして、従前の警備業務の体制のもとで、業務の質については維持されると考えているところでございます。

4点目の実施経費でございますが、①の警備業務につきましては、約400万円の増加を見込んでございます。

②の警備業務の追加については、約800万円になっております。②の800万円、1カ月間で金額が高いという数字の見え方にはなっておりますけれども、これは24時間、3人体制で警備を行っているところから、金額的には、このような数字になっているところでござ

ございます。

なお、経費面におきましては、従来の管理運営業務と一体として行うことにより、新たな警備の拠点、現在は秩父宮ラグビー場に警備拠点がございますけれども、新たな拠点を設ける必要がないことから、経費面での削減が見込まれているとも考えているところでございます。

「(5) その他」のところでは、①、②の業務につきましては、新国立競技場の整備の進捗状況により、業務内容の変更及び実施期間の延長または短縮が行われる場合もでございます。

今後の国立霞ヶ丘競技場以外に、私ども JSC 全体における契約変更の予定でございますが、今後、冒頭に申し上げました私どもの全体のこの契約に含まれている代々木競技場または NTC の施設につきましても、2020 年のオリ・パラの開催に伴いまして、施設の大規模な改修が予定されております。

したがって、今回、第 2 期の期間中、平成 29 年 3 月までの契約期間においても変更が生じる可能性があると考えております。その場合につきましては、また、改めて報告をさせていただきたいと考えているところでございます。

また、次期、第 3 期以降の市場化テストの状況につきましても、同様に 2020 年のオリ・パラ開催に向けて、施設の改修等が予定されております。その時期等も、現段階では不確定な状況でございます。2020 のオリ・パラの大会の終了までは、市場化テストについては、一時的に中断をせざるを得ない場合もあるかと考えております。

オリ・パラの大会の閉会後の管理体制についても、現在、政府でこの運営のあり方について検討がされることになってございます。

このようなことから第 2 期の契約終了後、平成 29 年 4 月以降の契約内容につきましても、慎重に検討する必要があると考えているところでございます。このことについては、具体的になりましたら、別の機会に御説明をさせていただければと考えているところでございます。

ところどころ、言葉足らずの点があったと思いますけれども、質問を受けながら補足させていただきます。

私のほうからの説明は、以上にさせていただきます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本契約変更について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

業務②というほうは、これは 1 カ月で、新国立競技場の工事が始まるまでという形なのですか。

○岸運営調整役 ②につきましては、現在、明治公園の一部と渋谷区、新宿区の道路について、私どもの旧競技場の跡地も含めて、24 時間体制で警備を行っているところでございますけれども、その 1 つの大きな理由といたしまして、現在、侵入者が昼夜問わずという

ところでございまして、その状況のいかんによっては、1カ月で終わる場合もあるし、その状況によっては、延長も必要になるという場合も考えてございます。

したがいまして、これをいつまでというのは、その状況の変化によるところでございまして、現段階では、いつまでというところが、私どもにおいても具体的な時期はつかめていないところでございます。

○稲生副主査 そうすると②のほうは、どうして1カ月と非常に短期なのですか。逆に言うと、明らかに着工までは、まだ時間もありますし、ですから、12月末ということで、①と同じように延長するというのを予定されると、普通は考えるのではないかと思うのですが、その点はどうなのでしょう。

○城戸主任専門職 今回、対象としているのは、解体工事が終わりました、旧霞ヶ丘競技場の敷地ではなくて、その周辺に位置している公園ですとか、道路のところになっておりますので、実際、そちらにつきましては、まだ、公園の設備ですとか、樹木ですとか、これから取り壊しを行わなければいけない対象物がございまして、そちらも取り壊しの工事を着工するまでのつなぎとして、そういう侵入するような方々を排除していくというような体制を、取り急ぎ1カ月組んだというところでございまして、現在、工事業者の選定というか、契約手続のほうを行っておりますので、そこまでは状況を見ながらつないで、工事業者に引き渡しができましたら、この業務は終了というようなことを想定しております。

○稲生副主査 わかりました。

○古笛主査 いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本契約変更の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、本契約変更につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、契約変更の取り扱いや、監理委員会への報告資料の作成については、私に御一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○古笛主査 では、本日は、ありがとうございました。

○岸運営調整役 ありがとうございました。

((独) 日本スポーツ振興センター退室・財務省入室)

○古笛主査 続きまして「東京港湾合同庁舎等(税関)の管理・運營業務(財務省)」の実施要項の変更(案)について審議を行います。

最初に、実施要項の変更(案)について、財務省東京税関総務部会計課、落合課長補佐より、御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○落合課長補佐 東京税関会計課の落合です。よろしく申し上げます。

前回、小委員会で御審議いただきまして、東京税関で東京港湾合同庁舎等の施設管理運営業務の入札を実施させていただきました。

具体的には、資料4-1のほうに書かせていただいておりますけれども、11月13日に入札公告をさせていただきますまして、各者から企画書を提出していただきまして、評価委員会を開きまして、最終的に2月9日に開札をさせていただいたところでございます。

実際に、入札の仕様書をとりに来られた会社は10者おりましたけれども、最終的に企画書を提出できた会社が、現契約業者の1者だけでございますまして、そちらの会社の提案書を評価委員会で審査いたしまして、2月9日に入札をしたわけですけれども、(2)の下に書かせていただきましたが、2月9日に最初の開札と都合3回入札を繰り返させていただきました、予定価格を下回りませんでしたので、一度会社にお持ち帰りになって、再度検討していただきたいということを申し伝えまして、2月12日の金曜日に、再度入札を開札させていただきましたけれども、それ以上、金額を落とせないということもございまして、辞退の札を入れていただきまして、入札は結果として不調となっております。

資料をめくっていただきまして、一応、入札不調となった要因として、税関のほうで考えさせていただいたのが、応札業者にヒアリングもさせていただきますまして、一応、現状の景気が上向いているというような状況ですとか、サミット、オリンピック等の需要がございまして、人件費の賃金が上昇しているという状況がありまして、5年契約を行うと、さらに、その間に人件費が増加することを見込まなければならないといった状況を踏まえての応札価格ですということでした。

一方、税関のほうで、こちらの5年契約にかかわる予算要求というのが1年ほど前に、市場の価格を調査させていただきますまして、それに伴って概算要求をさせていただきますところでは。

そちらの予算額の範囲内において、予定価格を積算したところでございますけれども、そちらの場合、市場価格と前回契約時の落札率等を加味したものになっておりまして、今後の人件費等の増加までは、なかなか見込めないような状況でしたので、その部分に金額の乖離があったのかと考えております。そちらで結果的には入札が不調になったような状況でございます。

次の2.になりますけれども、結果、入札が不調になってしまいましたので、とはいえ、今回の内容が、東京港湾合同庁舎等の6庁舎の設備の保守、清掃、警備業務にかかわるものですので、4月1日以降も引き続き業務をしなければならないということもございまして、そもそも予算が5年契約を前提とした国庫債務負担行為を活用しているということもありまして、予算額を超えて契約することは、会計法令上認められておりませんので、このままの仕様で進めたとしても、受託事業者の選定を行うことは困難なのだろうなということ判断いたしまして、何らかの形で委託業務の縮小を図った上で、所要の経費を削減して、予算の範囲内で契約する方向を考えなくてはいけないのだということになりました。

委託業務の縮小に関してなのですけれども、現在、東京港湾合同庁舎、東京税関が管理官庁をさせていただいております建物については、複数の官庁が入居しております、各官庁の予算で実施するような都合もございまして、仮に当該庁舎を仕様変更となれば、各官庁の合意を得る必要がございまして、それは、それなりに時間を要するということがあります。

一方、一緒の6庁舎の中には、大井出張所とか、晴海庁舎とかといった、東京税関の単独庁舎もございましたので、それであれば、その委託事業の中から、東京税関の大井出張所と晴海庁舎の清掃業務を入札の実施要領から削除することで、最終的な5年契約の国庫債務負担行為を活用する契約の中では、所要経費を削減することができるのではないかと、変更（案）を、今回、提出させていただいたところです。

先ほども冒頭申し上げましたが、4月1日からの業務契約を開始する必要がございましたので、実施要領の5.3の「初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて」に基づいて、入札条件を見直した上で、再度公告、入札することにさせていただきたいというのが、今回の見直しの内容でございます。

一応、内容としては、手短で申しわけありませんが、こんな形になってございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました、本実施要項の変更（案）について、御質問、御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○石村専門委員 一番気になったのが、これをお聞きすると問題なのですか、もし、そうだったら、答えられないと言っていたきたいのですけれども、結局、4回やってもだめだったということは、予定価格の何割ぐらいというのは、相当開きがあったということなのですかね。

○落合課長補佐 予定価格自体は公表しておりませんので、その積算内容とか、どのくらい離れていたかというのは、ちょっと申し上げられないのですけれども、それなりに離れてはおりましたので、何回か開札をさせていただきました。

○石村専門委員 要は4回やってだめで、今回見直して、それ相応の予算を組んだのかなというふうに、参考というところの最後に書いてあるのが、落札者となるべき者が決定しない場合は、必要な期間を確保する、やむを得ない場合は、みずから実施することと、何かこの文章からすると、どうも今回も入札決定しない可能性は高いという表現になっているのですけれども、その辺の予算というか、なかなか言いにくいと思うのですけれども、入札される可能性はあると考えて、意味はあるのかなというふうに思ったのです。

○落合課長補佐 一応、開札後に応札者の方たちからもヒアリングをさせていただきまして、どの程度こちらが考えている金額と、先方で考えている金額の開きがあるのか、当方ではわかっておりますので、その中で、どの程度の業務を削減すれば、予算の範囲内で積算が可能なのかなという形で、調整させていただいた結果が、晴海と大井の清掃を外せば、

それなりに行けるのかなと。

先ほど申し上げたように、もともと予定価格を積算させていただいたときには、人件費の伸びの部分は見込んでおりませんでしたけれども、ある程度、ヒアリングで確認させていただいた上で、ある程度は人件費の伸び、4年目、5年目にオリンピックが控えておるところで、毎年同じ金額では無理ですよといったお話もありましたので、そこら辺を少し加味させていただいた上で、新たな予定価格を積算させていただいておりますので、一応、今回税関のほうで考えているような形で、応札者の方が見込んでいただければ、落札にはできるのかなといった方向では考えております。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○古笛主査 どうぞ。

○稲生副主査 何か傷に塩を塗る感じもするのですけれども、今のお話で、今後の人件費の増加までは見込んでいない。これは、まさにペーパーの裏側の(3)の「当方において」の параグラフの2行目から3行目に書いてあるのですけれども、5年間の契約を行うのに、市場価格は考慮したのだけれども、今後、伸びるかどうかというのは一切想定していなかったということなのですか、あるいは、市場価格も1年目、2年目、3年目、4年目、普通の物価上昇率ぐらいは見込んでいたのだけれども、それを上回る上昇になってしまって、今回、こういう事態になったということなのでしょうか。

○落合課長補佐 もともと1年前に予算要求させていただいたときには、それほどの伸び率を、市場調査をさせていただいているときにも感じられませんでしたので、市場調査をさせていただいたときには、もしかしたら、少し伸び率を加味していたのかもしれませんが、5等分で毎年同じ金額がかかるという形で予算要求をさせていただいております。

とはいえ、市場価格をそのまま予定価格にもできませんので、5年前の入札を加味しまして、落札率といった形のものを使わせていただいて、4年目、5年目も1年目と同じ金額でできるだろうなといった形の積算の仕方を実際させていただいています。それでは、4年目、5年目は削り過ぎなのだろうなというのが結果的に見えてきたところです。

○稲生副主査 それは、数合わせの話だものな、わかりました。

これは初歩的な話なのですが、債務負担行為の場合であっても、毎年の価格は別に同じである必要はないわけですね。つまり、どんどん高くなっていくということで想定して、5年間債務負担ということで予算要求することもできるわけですね。

○落合課長補佐 それは、可能です。

○稲生副主査 実態はよくわかりました。要は、今回、事後報告という形で、官民競争入札の委員会に通さなければいけないものですから、ちょっとびっくりしているというか、説明が難しく、これだけ人件費の上昇ということが言われている中で、1年前ですから、正直言ってずっと上がってきているわけですね。にもかかわらず、しかも1年前であれば、オリンピックの話も出ていたわけですから、将来の上昇は明らかに見込むべきだったので

はないのかなということですね。それをある種つじつま合わせで、業務を抜き出してみても、それで当初の価格に収めるといふか、債務負担行為の中での契約の中でやろうということになりますから、正直言って、言い方はあれですけども、ややずさんではなかったのかなということを考えざるを得ません。それは、そういうことでよろしいのでしょうか。

○落合課長補佐 確かに、税関側の予算要求の落ち度があると言われれば、確かに、その点は否めないのかなと、私どもも思っています。

○稲生副主査 結構です。

○古笛主査 スケジュールとしても、実施要項の変更（案）に書かれているとおりで、4月1日からの業務開始には、支障なくできるだろうということで組まれているのですね。

○落合課長補佐 はい。それができる予定でスケジュールを組ませていただいております。

○古笛主査 わかりました。よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項の変更（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項の変更（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項の変更（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきますと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○古笛主査 ありがとうございます。

今後、実施要項の変更（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○落合課長補佐 ありがとうございます。